

令和7年第6回美浜町議会臨時会

令和7年11月11日 提出

議案書目次

議案第60号	訴えの提起について	1
議案第61号	美浜町都市公園条例の一部を改正する条例について	2
議案第62号	令和7年度美浜町一般会計補正予算（第5号）	別添

議案第60号

訴えの提起について

下記のとおり訴えを提起するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

令和7年11月11日提出

美浜町長 八谷 充 則

記

- 1 当事者 原告 美浜町
代表者 美浜町長 八谷充則
被告 美浜町在住者

- 2 事件名 強要行為等差止等請求事件

- 3 請求の趣旨

被告に対し、本町及び本町職員に対して電話等による対応を強要し、悪口雑言を浴びせること等の差止めを求めるとともに、本町職員が被告による妨害行為の対応等に要した時間に係る本町職員の給与相当額等の損害金として金400万円の支払を求める。

- 4 訴訟の方針

- (1) 弁護士を訴訟代理人と定める。
(2) 第1審判決の結果必要がある場合は上訴するものとし、被告が上訴した場合又は反訴した場合は応訴する。

提案理由

この案を提出するのは、訴えを提起するため必要があるからである。

議案第 6 1 号

美浜町都市公園条例の一部を改正する条例について

美浜町都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 1 1 月 1 1 日提出

美浜町長 八 谷 充 則

提案理由

この案を提出するのは、都市公園の管理を指定管理に対応させるため、
本条例を改正する必要があるからである。

美浜町都市公園条例の一部を改正する条例

美浜町都市公園条例(平成4年美浜町条例第23号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
目次 第1章 総則(第1条—第2条の3) 第2章 都市公園の管理(第3条—第14条) 第3章 雑則(第15条—第23条) 第4章 罰則(第24条—第26条) 附則 (届出) 第15条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該行為をした者は、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。 (1)～(5) 〔略〕 (6) 第11条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。 (指定管理者による管理) 第21条 町長は、都市公園の管理を、法人その他の団体であつて美浜町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年美浜町条例第16号)の定めるところにより町長が指定するもの(以下「指定	目次 第1章 総則(第1条—第2条の3) 第2章 都市公園の管理(第3条—第14条) 第3章 雑則(第15条—第21条) 第4章 罰則(第22条—第24条) 附則 (届出) 第15条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該行為をした者は、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。 (1)～(5) 〔略〕 (6) 前条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。 〔新設〕

管理者」という。)に行わせることができる。

- 2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げるものとする。

(1) 都市公園の維持管理及び運営に関する業務

(2) 第3条第1項各号に掲げる許可に関する業務

(3) 有料公園施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する業務

(4) 第11条に規定する監督処分に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務

- 3 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、第2条第3項中「美浜町」とあるのは「指定管理者」と、第3条、第7条及び第11条中「町長」とあるものは「指定管理者」と読み替えるものとする。

- 4 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、当該指定管理者が都市公園の管理を行うこととされた期間前にされた第3条第1項又は第3項(前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

- 5 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、当該指定管理者が都市公園の管理を行うこととされた期間前にされた第3条第1項又は第3項(第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による許可を受けた者は、当該指定管理者の利用の許可を受けた者とみなす。

(利用料金)

〔新設〕

第22条 第10条の規定にかかわらず、前条第1項の規定により都市公園の管理を指定管理者に行わせる場合は、有料公園施設の利用者は、利用料金を納めなければならない。

2 前条第1項の規定により都市公園の管理を指定管理者に行わせる場合において、町長は、適当と認めるときは、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

3 利用料金の額は、第10条の規定による使用料の額の範囲内において、指定管理者が町長の承認を得て定める額とする。その額を変更する場合も、同様とする。

4 指定管理者は、前項の規定により承認を得たときは、その旨及び利用料金の額を公表しなければならない。

5 指定管理者は、あらかじめ町長の承認を得て定めた基準により、利用料金の減免又は還付をすることができる。

(委任)

第23条 〔略〕

(過料)

第24条 〔略〕

第25条 〔略〕

第26条 〔略〕

別表第3(第10条関係)

都市公園の使用料

区分	単位	金額
----	----	----

(委任)

第21条 〔略〕

(過料)

第22条 〔略〕

第23条 〔略〕

第24条 〔略〕

別表第3(第10条関係)

都市公園の使用料

区分	単位	金額
----	----	----

公園施設を設置又は管理する場合	屋外	1平方メートル	1,010円
	屋内	1月につき	1,520円
	自動販売機	1台 1月につき	販売額に100分の15を乗じて得た額
都市公園を占有する場合	電柱、変圧塔その他これらに類するものの設置	美浜町道路占用料条例(昭和54年美浜町条例第33号)別表	
	水道管等その他これらに類する地下埋設物の設置	の単位及び占用料	
都市公園を使用する場合	物品販売、募金その他これらに類する行為、業としての写真又は映画の撮影、興行、競技会、展示会、集会その他これらに類する行為のため設けられる工作物類	1平方メートル	25円
	競技会、展示会、集会その他これらに類する行為のため都市公園の全部又は一部を独占する行為	1平方メートル	5円
	業としての写真又は映画の撮影	1人 1日につき	60円
	移動販売車による行商、出店	1台1日につき	500円
公園施設を設置又は管理する場合	屋外	1平方メートル	1,010円
	屋内	1月につき	1,520円
	自動販売機	1台 1月につき	販売額に100分の15を乗じて得た額
都市公園を占有する場合	電柱、変圧塔その他これらに類するものの設置	美浜町道路占用料条例(昭和54年美浜町条例第33号)別表	
	水道管等その他これらに類する地下埋設物の設置	の単位及び占用料	
都市公園を使用する場合	物品販売、募金その他これらに類する行為、業としての写真又は映画の撮影、興行、競技会、展示会、集会その他これらに類する行為のため設けられる工作物類	1平方メートル	25円
	競技会、展示会、集会その他これらに類する行為のため都市公園の全部又は一部を独占する行為	1平方メートル	5円
	業としての写真又は映画の撮影	1人 1日につき	60円
	移動販売車による行商、出店	1台1日につき	500円

その他これらに類する行為	その他これらに類する行為
備考 1 1単位未満の端数は1単位として取り扱う。ただし、年を期間として定められている場合において、都市公園の使用日数に端数が生じた場合の使用料の額は、その単位に係る金額に12分の当該使用月数(1月未満については1月とする。)を乗じた額とする。 2 使用料の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 <u>3 電気通信業務の用に供する電話柱等を設置する場合は、この表に定める使用料にかかわらず、電気通信事業法施行令(昭和60年政令第75号)別表第1の額による。この場合において、各年度における許可の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、1年として計算するものとする。</u>	備考 1 1単位未満の端数は1単位として取り扱う。ただし、年を期間として定められている場合において、都市公園の使用日数に端数が生じた場合の使用料の額は、その単位に係る金額に12分の当該使用月数(1月未満については1月とする。)を乗じた額とする。 2 使用料の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。